

令和3年6月定例会 経済文教委員会委員長報告

21番 手塚 秀樹でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました3件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、商工観光部の所管事項について申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の経済支援事業として、9月から販売を開始する押し店プラチナチケットをはじめ、商工団体等集客促進支援事業など、重層的な支援策の実施が予定されております。

引き続き、国の補助金を有効活用し、県の支援事業も注視しながら、落ち込んだ市内経済の活性化や消費喚起を促すとともに、事業者の皆さんにとって集客促進や売上回復につながる、効果的で切れ目のない経済支援策を実施していくよう要望いたしました。

次に、文化スポーツ振興部の所管事項について申し上げます。

オリンピック・パラリンピック関連事業である、デンマーク競泳チームの合宿受入れが、7月11日からアクアウイングを会場に実施予定となっており、オリンピック・パラリンピックのプレイブックに則った新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、県、長野市保健所及び関係機関と連携し受入れの準備を進めているとのことです。

市民が安心して合宿を受け入れられるよう、新型コロナウイルス感染症対策について一層連携を密にし、受入れ関係者や市民が合宿受入れによって新型コロナウイルス感染症に感染することのないよう、万全を期するとともに、事業実施に当たっては感染対策を徹底することについて、十分周知するよう要望いたしました。

次に、農林部の所管事項について申し上げます。

収入保険の加入促進についてであります。

収入保険は全ての農産物を対象に、自然災害や病虫害、鳥獣害などあらゆるリスクに対応する保険制度であります。保険に加入するためには、青色申告をしていることが要件となっております。

近年のように自然災害が多発する中においては、農業者が収入保険に加入することで、農業経営のあらゆるリスクに備えることができることから、農業者の収入保険加入を促すため、青色申告への移行について、引き続き積極的な支援をするとともに、収入保険の掛け金に対する支援制度について検討するよう要望いたしました。

次に、教育委員会の所管事項について申し上げます。

学校現場における生理の貧困問題についてであります。

現在、長野市内の市立小・中学校においては、生理用品が必要と申し出のあった児童・生徒に対し、保健室で養護教諭が直接手渡ししており、その際、様子を確認する中で、必要に応じ、相談にのったり、支援につなげたりしているとのこと。

気軽に相談できる場があるということを児童・生徒へ周知するとともに、子供たちのSOSをいち早く捉え、手を差し伸べることができるような取組を進めるよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第8号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「教育データの標準化が進むことによって、児童・生徒が転校した場合にも個人の学びの蓄積が、移行し活用できる。」、「情報端末の利活用により教育現場の負担軽減につながる。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「GIGAスクール構想が始まったばかりで、子供たちにとってどうかという評価はこれからであり、デジタルトランスフォーメーションについて国に要望する段階ではない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決定いた

しました。

最後に、請願第9号 安全・安心な東京オリンピック競技大会開催を望む決議を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、紹介議員の小泉一真議員から委員外議員の発言申出があったため、これを許可し、委員外議員から趣旨等の説明及び質疑を行いました。

不採択とすべきものとして、「長野市はオリンピック・パラリンピックムーブメント推進事業として様々な事業を予定しており、敢えて決議をする必要はないのではないか。」、「この請願内容は、慎重に検討、評価された上でなど条件があり、様々な受け取り方ができるような決議となっていることから、かえって混乱と対立を招くおそれがあるのではないかと。過去の五輪開催都市として、感染終息への流れと、開催に向けての努力を見守るべきではないか。」、「長野オリンピック・パラリンピックは長野市だけでなく、関係町村の協力で開催できたものであることから、長野市議会単独ではなく、関係町村と調整を行うべきではないか。また、長野市独自で、オリンピック・パラリンピックムーブメントの醸成をいろいろな形で行っており、長野市民の想いを込めた応援の方法としては、こういった形によるものが今は妥当ではないか。」、「まん延防止等重点措置が発令された場合は無観客もあり得るといった曖昧な基準の下では、不安を拭えない市民もいると思う。そういう市民の受け止めを考えると、全ての市民の気持ちに合致する議会決議にはなり得ないのではないか。」、「現実的には安心・安全の大会になっていない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成者なしで、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年6月定例会 建設企業委員会委員長報告

22番 北澤哲也でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

建設企業委員会に付託されました議案につきましては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、建設部の所管事項について申し上げます。

長沼地区の災害公営住宅の検討と住宅再建支援についてであります。

市からは、長沼地区の住宅再建支援の方向性について、集合住宅の規模となる災害公営住宅整備の必要性は低いと、既存の制度では自力再建ができない被災者に対し、住宅再建支援は必要と考えているとの説明がありました。

委員会では、仮設住宅の入居期限が迫る中で、様々な事情により住宅再建の見通しが立てられない被災者の要望に応えるべきであり、戸建ての災害公営住宅を整備すべきではないかとの意見や、浸水の可能性が排除しきれない区域に災害公営住宅を整備することについては、安全確保についても慎重な判断が求められるのではないかと意見などが出されました。

市においては、地元住民の要望を踏まえ、安全面、維持管理面などを総合的に考慮し、住宅再建支援の方向性を早急に提示するよう要望いたしました。

次に、都市整備部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、川中島古戦場史跡公園再整備についてであります。

この公園再整備は、古戦場としての雰囲気づくり、観光誘客につながる案内施設の充実、市立博物館の利用促進などにより、更なる活性化を目指すものであります。

古戦場の雰囲気を醸し出すために、旗印など合戦をイメージする意匠ののぼり旗を設置し、戦国時代の陣地をイメージした広場の整備を進めるほか、博物館では、川中

島の合戦を信仰という面から浮き彫りにする企画展を行うとのことであります。

については、関係部局とも連携を図り、博物館への誘導につなげ、多くの観光客をお迎えできるような広場や案内施設の整備となるよう要望いたしました。

2点目は、都市計画道路の見直しについてであります。

都市計画道路においては、長期にわたる未整備都市計画道路の存在が土地利用に影響を及ぼしていること、近年の人口減少・低成長社会などの社会情勢の変化、また、道路や交通を取り巻く社会環境が大きく変化していることを背景として、見直しが求められているとのことであります。

市では、見直しに当たって、評価指標、評価手順を整理し、整備の必要性が低くなった路線を中心に廃止候補路線の抽出を行っていくとのことでありますが、市民にとっても分かりやすい見直しとなるよう要望いたしました。また、廃止候補路線の選定だけでなく、新たな需要に応えるための新規計画の必要性について、中長期的な視点に立って検討するよう併せて要望いたしました。

最後に、上下水道局の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、下水熱ポテンシャルマップについてであります。

下水熱ポテンシャルマップは、下水熱がどの箇所にどの程度あるか分かるよう地図上に表示し、下水熱利用希望者が基礎情報を簡便に把握できるようにするものであり、市では、令和3年8月末を目途に、下水熱ポテンシャルマップの作成、公表を目指しております。

下水熱の利用促進には、下水熱利用希望者との需給マッチングが必要不可欠であることから、特に常時熱源を消費する病院など、採算性が見込める事業者に対して、市から働きかけるなど、利用促進を図るよう要望いたしました。また、SDGsの観点からも、公共施設の新規開設に当たっては、下水熱の利用促進を図るために、市内において十分な連携、調整を行うよう併せて要望いたしました。

2点目は、水道事業の広域化についてであります。

本格的な人口減少社会を迎え、市町村等の県内の水道事業者においては、水需要の減少に伴う経営環境の悪化への対応、老朽化する施設の更新、専門人材の確保・育成、

頻発する大規模災害に強い体制づくりなどが共通の課題となっております。

これら共通の課題を踏まえ、持続可能な水道事業経営の確立に向けて、広域化の推進や将来の水道の在り方などを検討する場として、県、77市町村及び3企業団が参加する「長野県水道事業広域連携推進協議会」が令和2年10月に設立され、検討が進められているところです。

水道事業の広域化により、管理施設数が減少し、整備事業費や維持管理費が削減されるなど、維持管理の効率化が期待されておりますが、水道事業の安心・安全をどのように確保していくか、災害リスクをどのように回避するかなど、十分な議論が必要であることから、慎重な検討を要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年6月定例会 総務委員会委員長報告

18番 勝山 秀夫でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました6件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、総務部の所管事項について2点申し上げます。

1点目は、公共施設マネジメントの推進についてであります。

昨年度策定した個別施設計画を中心に、今後の公共施設マネジメントの進め方について説明がありました。機能移転の検討が必要な施設については、現在の利用者が活動を継続できるよう、合意形成を図りながら公共施設マネジメントを進める必要があります。公共施設には、地域住民の利用が主なもの、広域的な利用が想定されるものなどそれぞれ特徴があることから、全ての施設を一律に進めていくのではなく、それぞれの施設や地域の特性に応じて説明や協議を行い、合意形成を図るよう要望いたしました。

また、施設所管課のみでなく、庁内関係課が連携・協力して既存施設の新たな活用方法を検討し、利活用を図るよう併せて要望いたしました。

2点目は、防災アプリ「長野市防災ナビ」についてであります。

「長野市防災ナビ」は、スマートフォン等で防災行政無線の放送内容などの防災に関する情報を確認することができるアプリで、本年4月1日から運用が開始されたところです。

防災行政無線が聞き取りにくい場合、あるいは聞こえない場合においても、その放送内容を文字や音声で確認することができ、災害時の情報伝達手段として大変有用であることから、より多くの方にアプリを利用していただけるよう更なる周知に努める

ことを要望いたしました。

次に、財政部の所管事項について申し上げます。

本年4月1日に施行した長野市公契約等基本条例についてであります。

本条例に規定する市の責務のうち、「適切な履行期間の確保」、「計画的な公契約の発注」に関する市の取組について説明がありました。工事の施工時期の平準化のための0市債の活用、適正な工期の確保のための早期の繰越手続の実施・フレックス工期契約制度の導入など、順次取り組んでいくとのことでした。

これらの取組が受注者の労働環境の向上や働き方改革の推進に結びつくこと、さらには、庁内業務の効率化・働き方改革にもつながることが期待されますので、本条例が適切に運用されるよう全庁を挙げて取り組むことを要望いたしました。

次に、地域・市民生活部の所管事項について申し上げます。

住民自治協議会の業務の負担軽減についてであります。

一昨年、住民自治協議会に行ったアンケート調査の結果により、役員や事務局職員の担い手不足が共通の課題のうちの一つとして浮き彫りになりましたが、定年延長の影響による更なる担い手不足が懸念されるようです。また、「補助金に関する提出書類の作成が煩雑で負担である」などの声もあり、事務手続の複雑さについても改善が求められています。

については、住民自治協議会の活動が持続可能なものとなるよう、引き続き、住民自治協議会の業務の負担軽減のための業務の見直し等に取り組むことを要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第2号 柳町働く女性の家の講座存続に関する請願、及び請願第3号「南部働く女性の家」で実施されている講座等の継続と、市民活動の場を確保するよう努力を求める請願について申し上げます。

両請願の審査に当たっては、一括審査とし、請願第2号については参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

両請願については、請願者の願意を酌み、いずれの請願についても全員賛成で採択

すべきものと決定いたしました。

なお、請願第2号及び請願第3号は、ともに市に対して対応を求めていますので、それらを市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適切であると決定したこと、また、現在実施されている講座の継続のため、近隣の施設の利活用について庁内で連携を図るなど最大限努力するよう要望したことを、併せて御報告申し上げます。

続きまして、請願第4号 地方財政の充実・強化を求める国あて意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和3年6月定例会 福祉環境委員会委員長報告

24番 若林 祥でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました6件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、保健福祉部の所管事項について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業についてであります。

65歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種に続き、今後は64歳以下の基礎疾患のある方を対象とした接種券の発送を行い、その後、対象年代を引き下げながら順次接種券を発送する予定とのことでもあります。集団接種と合わせ、100を超える医療機関の協力の下、個別接種を行うとのことですが、個別接種を担う個々の医療機関に対し、今後、国からの財政的な支援を注視しつつ、市としても十分なサポートを行い、ワクチン接種がスムーズに行われるよう要望いたしました。

次に、こども未来部の所管事項について申し上げます。

児童館、児童センター施設整備についてであります。

長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運用の基準に関する条例において、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとされておりますが、依然、一部の施設において面積基準を満たせていない状況にあります。

関係機関との調整や、既存施設を利活用するなど、様々に手を尽くしているところではありますが、解消に至っていないことから、エアコン等の設備の充実と合わせ、計画的に施設整備を進めるよう要望いたしました。

次に、環境部の所管事項について申し上げます。

バイオマス産業都市構想についてであります。

木質バイオマス利用促進プロジェクトにおいて、製材おが粉を利用した木質ペレットの製造を構想に位置付けておりますが、資源の循環を生むには、製造だけでなく、消費を喚起させていくことが必要であります。事業において製造された製品の良さを打ち出し、どのように消費を喚起していくか、十分に研究を行い、検証することを要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第5号 補足給付の見直しの中止・凍結を求める意見書提出についての請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「補足給付の対象者は、市民税非課税世帯の低所得者であり、食費の負担が困難になったり、補足給付の対象そのものから除外されることで、その利用を続けることができなくなる深刻な事態が生じるおそれがある。」「利用者だけでなく、その家族にも大きな問題となる。施設入所や短期入所の利用ができなくなることで、在宅介護をする家族への負担が増えることは明らかで、家族が仕事を続けられなくなったり、虐待につながる可能性もある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「在宅の介護保険利用者やデイサービス利用者には負担軽減が全くなく、全額自己負担である。そういった利用者との公平性を確保するためにも、この見直しはやむを得ない。」「少子高齢化により、今後、介護保険利用者の増加が見込まれる中、この制度を維持していくためには、ある程度所得や資産に応じた負担が必要であると考え。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を辺野古新基地などの埋立てに使用しないことを求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたし

ました。

次に、請願第7号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「ALPS処理水には、トリチウムだけでなく他に12もの放射性核種が含まれており、これを薄めたところで、人体に影響はないという明確な根拠はない。人体的な被害に関して、明確な根拠を示された上での判断が必要である。」「地元の漁業関係者の理解を得ずに無理に進めていくのは、風評被害にもつながり、消費者も安心できない。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして「ALPS処理水の安全性については、第三者機関のIAEA国際原子力機関が評価しており、モニタリングを拡充、強化し進めていくなど、対策が取られている。」「政府は2年後を目標にALPS処理水の海洋放出方針を決定したところであり、これから関係者に向けての対応は十分可能である。ALPS処理水の安全性、風評被害問題等、理解を得られるよう説明をしていくことが重要であり、現時点で本請願を採択し意見書を提出する状況にない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。